解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

熊本県球磨郡錦町大字一武二八二二番地の五

有限会社相良ブロック工業

清算人　坂口　雄輝

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

大分県大分市大字鶴崎一九九七番地の三

有限会社尾上電機

清算人　尾上　敏生

解散公告

当社は、令和七年四月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

鹿児島県鹿屋市寿五丁目二六番二四号

株式会社蝶和

代表清算人　藤田　将悟

解散公告

当社は、令和七年五月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

鹿児島県曽於郡大崎町菱田三六八九番地

九州エキス株式会社

代表清算人　鳥居　研志

解散公告（第一回）

当組合は、令和六年七月十五日開催の臨時大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

神戸市東灘区岡本一丁目五番一四号

岡本クレセントハイツマンション建替組合

代表清算人　株式会社ハンドインハンド

代表取締役　橋谷　惟子

解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

奈良県生駒市俵口町九五番八

セントポリア生駒団地管理組合法人

清算人　藤本　幸代

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年五月二十一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

広島市西区古田台二丁目一三番一八号

農事組合法人フルエ農場

清算人　西本　幸男

解散公告（第一回）

当組合は、解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

広島県庄原市東城町加谷六〇一番地一

農事組合法人岩神さん

清算人　古家　初巳

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年四月十八日福岡地方裁判所行橋支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

福岡県築上郡築上町大字真如寺一一〇六番地

宗教法人真如寺

清算人　弁護士　河合　洋行

連絡先　北九州市小倉北区田町一四番二八号

ロイヤービル六階　ひびき法律事務所

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和七年四月九日曽於市長の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

鹿児島県曽於市末吉町二之方一九八〇番地

清算法人末吉町土地改良区

代表清算人　濱田　勲

解散公告（第二回）

当法人は、社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

東京都中央区銀座七丁目三番七号ブランエ

スパ銀座地下一階　医療法人社団トラスト

清算人　宋　貴彰

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年八月二十二日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和七年三月三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年六月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

兵庫県丹波篠山市上宿三二〇番地一

医療法人社団天野歯科医院

清算人　天野　佳子

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年五月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

広島県呉市昭和町一一番一号

日本製鉄呉労働組合

清算人　高田　敏昌

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、株式会社秋田キャッスルホテルは、令和七年六月六日で利用終了いたします旧商品券につきまして、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

〈払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号〉

株式会社秋田キャッスルホテル

〈払戻しを行う前払式支払手段の種類〉　旧商品券（五百圓、千圓（百円×十枚）、弐千圓（弐百円×十枚）、参千圓（参百円×十枚）、五千圓（弐百五十円×二十枚）、壱萬圓（五百円×二十枚））

〈払戻しの申出期間〉　令和七年六月七日～令和七年九月八日

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

〈お問い合わせ先〉

株式会社秋田キャッスルホテル　管理部経理課

〒〇一〇－〇〇〇一　秋田県秋田市中通一丁目三番五号

電話〇一八－八三四－一一四一

URL:https://www.castle-hotel.jp/

受付時間　午前九時から午後五時まで